

討議用資料。無断転載を禁ず。

共助社会づくり懇談会 WG 2013年7月17日

関西大学 商学部 准教授 馬場英朗

<NPO 法人の情報公開について> 資料1

- 5万件近くも法人がある状況で、所轄庁にかかる事務負担も膨大である。大量な書類がファイリングされたり、ネット上に公開されることによって、むしろ寄付者が本当に知りたい情報が埋没している。小規模団体については、事業報告を中心した簡易な会計報告で足りると考えられる。そのように効率化できれば、所轄庁も細かな書類チェックに手をとられず、本当に必要な NPO 支援策に注力することができると思う。
- 寄付者は詳細な財務情報よりも、簡潔明瞭でわかりやすい情報を好む。所轄庁は詳細で、画一的な情報を必要とする。団体自身の情報公開と、所轄庁の情報公開を同レベル上で論じざるを得ない現在の日本の状況には、もともと無理がある。(欧米では、行政に提出する書類と団体が公開するアニュアル・レポートは別物となっている。)
- 意識の低い団体へのケアに多大な労力をかけるよりも、意識の高い団体を増やし、そのような団体が活躍できる場を広げる必要がある。NPO への支援事業の評価を「参加者数」などで測定すると、比較的レベルの低いボリューム・ゾーンを対象に基礎知識を提供する講座が乱立することになるが、それだけでは足腰の強い団体は育たない。
- アメリカでは、必ずしも外部監査を団体に強制するのではなく、外部監査を受けているかどうか、財務諸表に対して理事がどのような責任を負っているか、ということを宣誓させることによって、団体の会計に対する考え方や、取り組み情報を寄付者に提示している州もある。頑張る団体の取り組みを示し、そこそこで良い団体はそれなりであるという情報を提供することにより、団体自身だけでなく寄付者にも、自己判断と自己責任を伴った行動を促している。

<ポータルサイトについて> 資料2

- 現在のポータルサイトは NPO 法に基づいた、個別団体の検索が主目的となっている。しかし、寄付者は自分が関心のある団体について、地域や活動分野、財政規模、人員構成、収入構成などに応じて、複数を比較しながらざっと見比べたいと考えるだろう。
- 現在のように大規模団体も小規模団体も、同レベル上でリストに表れて、大量の書類をひとつひとつ開いて読み込まなければ中身がわからない状況では、特別な目的がなければ内容まできちんと閲覧する気にならない。特に PDF になっているため、元資料の確認としては良いが、最初に関心のある団体をざっと選別するためには、形式化された電子データがないと不便である。
- いろいろな視点から、類似性のある団体をまとめて検索できる機能があると良いかもしれない。ただし、そのメンテナンスや登録をどのように行うか。コストの問題だけではなく、行政が関与するならば、平等で均質な情報公開にならざるを得ない。しか

討議用資料。無断転載を禁ず。

し、寄付者はメリハリの利いた、評価や選別の機能をポータルサイトに期待する。アメリカでは財務情報自体は IRS が収集し、公開しているが、サイトの運営は民間非営利組織などが行っており、4つ星による評価を示すサイトなどもある。

<会計基準の普及について>

- 会計基準の普及については、時間とともに広がっていくと考えられる。ただし、会計基準に純粹に従うのではなく、活動計算書の名称を用いた様々な形式が並立する危惧がある（旧形式の変形・事業費の区分方法など）。データ形式による入力フォーマットを示すなどしないと、統一した会計書類を作成してもらうことは実質的に不可能ではないか。
- アメリカでも、IRS には決まった形式による入力フォーマットがあるが（From 990：ノーマル及び EZ（収入 10 万ドル未満かつ資産 25 万ドル未満）、アニュアル・レポートには各団体がそれぞれの形式で財務諸表を記載している。アメリカの NPO 会計基準が規定しているのは主にアニュアル・レポートの財務諸表であり、From 990 には NPO 会計基準に準拠した財務諸表に基づいて作成しているか否かをチェックするのみである。NPO 会計基準はあくまでも民間の世界で完結する話であり、行政に提出する書類と直接にリンクしているわけではない。
- 寄付者は本質的に、会計方針や借入金・固定資産の増減明細、関連当事者取引、リース会計といった会計上のテクニカルな情報よりも、人件費等がどのように使われたか、寄付などの資金をどのように集めているか、将来的な資金計画はどうなっているか、理事が不適切な運営を行っていないか、といった情報を求めている。これらの情報を丁寧に説明することなく、もし細かな会計処理に追われるような事態が生じるのであれば、本末転倒な状況となる。

<認定 NPO 法人制度について>

- いくつかの所轄庁では、「注記」を含めた会計基準に従わなければ認定を与えないという話を聞いた。もしこのような事実があるならば、会計基準を設定した趣旨とは異なった使われ方がなされているが、実態はどうか。会計基準（特に「注記」の部分）に従うことが、すなわち信頼性の向上に直結するかは、少し疑問がある。税理士等の専門家には使いやすいが、寄付者や一般市民のニーズとはギャップがある。
- 会計専門家でない所轄庁の職員が、どこまで確認すれば会計帳簿が適正に作成されているか、ということ判断することは困難であり、酷な話でもある。また、法令違反の判断については考慮すべき範囲（NPO 法・税法・労働法など）が示されておらず、相当な混乱状態に陥っている。
- 導入当初の混乱もあったと思うが、抽出調査を行うノウハウを持たないため、認定審査の際に寄付金を全件チェックして膨大な手間と時間がかかった、という話もある。

る。「無謬性」を求められる行政職員が、会計書類の「合理性」を判定することはもともと難しい。会計専門家であれば、帳簿から領収書に遡ることができないような団体には「会計処理が不適格」と言えるが、行政職員が団体にそのようなことを言うことは非常に難しく、手間と時間を掛けて指導とチェックを行うか、あまり会計のチェックを行っていないか、所轄庁の対応が両極化しているという話も聞く。

- NPO 側も、資金が足りない、優遇が欲しいと多くの団体が主張してきたにもかかわらず、認定 NPO 法人が拡充されても手間がかかるからと、多くの団体が二の足を踏んでいる。寄付は簡単に集まらないと言うが、現実として、工夫をしながら寄付を集めている団体もたくさん存在している。NPO の信頼性が向上しないという根本的な原因は、制度や仕組みだけにあるのではなく、覚悟をもって市民や社会に働きかけようという団体の割合があまり高くないことにも一因があるかもしれない。

<信頼性向上について> 資料 3・4

- 手間をかけず、寄付者にアピールでき、小規模団体にも広く支援がまわるとするのは理想的ではあるが、現実的には不可能ではないか。5 万団体もの NPO 法人が存在しているのだから、ある程度の規模がある団体と、小規模団体とは切り分けて検討を行うべき時期に入っていると思う。コストや手間をかけず、全ての団体に均等に適用でき、高度な税制優遇まで受けられるという現在の仕組みは、NPO に対して少し甘過ぎるかもしれない。
- 日本の NPO とは様々な前提条件が異なっており、一概に議論することはできないが、欧米では会計専門家による任意監査を受けることが一般的である。日本公認会計士協会も社会貢献や職域拡大を意識して、非営利組織の任意監査の仕組みを検討し始めているようである。ただし、会計専門家は適切な報酬を得て外部監査を行うことが原則であり、現実に NPO が置かれている状況とは大きなギャップがあると思われる。
- 財務諸表監査だけではなく、内部統制監査を含めた外部監査を受けることは、信頼性の向上には資すると考えられる。ただし、公認会計士が監査に入ってきた場合、杓子定規に NPO 会計基準が適用されているかがチェックされたり、厳密な発生主義会計を求められるなど、NPO の実態とは合わない問題が多く発生するだろう。
- イギリスでは、比較的小規模のチャリティには勅許会計士による外部監査ではなく、もう少し幅広い多様な会計専門職協会のメンバーによる独立検査が導入されている。特に、公認会計士による「監査」と言うと、重い責任と厳格な手続が求められるために手間もコストもかかる。もう少し柔軟で、多様な専門家が関われる第三者チェックの仕組みが、気軽に受けられるようになると良いのかもしれない。

以上